財政融資資金借入金の借入れによる収入		67,500,000,000
財政融資資金借入金の返済による支出		△2,221,134,226,000
リース債務の支払いによる支出		△ 556,972,362
政府出資金収入		34,511,000,000
不要財産に係る国庫納付等による支出		△ 1,227,256,483
財務活動によるキャッシュ・フロー		△1,786,223,860,487
Ⅳ　資金減少額		△ 259,767,151,003
Ⅴ　資金期首残高		584,009,031,480
Ⅵ　資金期末残高		324,241,880,477

行政サービス実施コスト計算書

（平成25年４月１日から平成26年３月31日まで）

（単位：円）

Ⅰ　業務費用			
(1)　損益計算書上の費用			
資金調達費用	600,200,959,274		
保険引受費用	103,088,813,246		
役務取引等費用	25,104,735,993		
その他業務費用	9,903,073,417		
営業経費	24,136,549,544		
その他経常費用	2,011,852,613		
有形固定資産処分損	62,965,016	764,508,949,103	
(2)　（控除）自己収入等			
資金運用収益	△ 784,672,441,350		
保険引受収益	△ 93,137,000,182		
役務取引等収益	△ 805,780,606		
その他業務収益	△ 38,971,513		
その他経常収益	△ 45,720,401,988		
有形固定資産処分益	△ 1,424,562		
破綻取引先からの再生計画による弁済額	△ 335,058,514	△ 924,711,078,715	
業務費用合計			△ 160,202,129,612
Ⅱ　損益外除売却差額相当額			444,390,000
Ⅲ　引当外退職給付増加見積額			△ 11,035,458
Ⅳ　機会費用			
政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用	4,440,364,808		4,440,364,808
Ⅴ　行政サービス実施コスト			△ 155,328,410,262

重要な会計方針

1　減価償却の会計処理方法

定額法を採用しています。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物：２～50年　　その他の有形固定資産：２～43年

2　引当金の計上基準

(1)　貸倒引当金

買取債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、債務者を、正常先、要管理先以外の要注意先、要管理先、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に区分し、次のとおり計上しています。

ア　破綻先及び実質破綻先に係る債権については、個々の債権ごとに担保等による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

イ　破綻懸念先に係る債権については、個々の債権ごとに担保等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てています。

ウ　要管理先及び要管理先以外の要注意先に係る債権のうち、債権元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てています。

エ　上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき引き当てています。

(2)　賞与引当金

役員及び職員に対して支給する賞与に充てるため、翌期賞与支給見込額のうち当期対応分を計上しています。

(3)　退職給付引当金

役職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

過去勤務債務は、その発生時の役職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理しています。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における役職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

なお、厚生年金基金の代行部分について、平成25年４月１日付けで厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けました。

(4)　保証料返還引当金

財形住宅資金貸付勘定及び既往債権管理勘定に属する貸付け並びに住宅資金貸付等勘定に属する注記事項の１(2)の年金譲受債権に係る貸付けを受けた者がその債務の保証を独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号。以下「機構法」といいます。）附則第６条第１項に規定する財団法人公庫住宅融資保証協会に委託したときに支払った保証料のうち、未経過期間に対応するものの返還に必要な費用に充てるため、返還見込額を計上しています。

(5)　抵当権移転登記引当金

機構法附則第３条第１項の規定により住宅金融公庫から承継した貸付金及び買取債権並びに注記事項の１(2)の年金譲受債権に係る抵当権の将来における当機構への移転登記に必要な費用の支払に備えるため、将来の支払見込額を計上しています。

3　責任準備金の計上基準

住宅融資保険法（昭和30年法律第63号）第３条に規定する保険関係に基づく将来における債務の履行に備えるため、独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成19年財務省・国土交通省令第１号。以下「省令」といいます。）第13条の規定により主務大臣が定める方法（「独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令第13条の規定に基づき主務大臣が定める算定の方法について」（平成23年５月30日財政第203号・国住民支第29号））に基づき算定した金額を計上しています。

4　有価証券の評価基準及び評価方法（金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む。）

(1)　満期保有目的債券

償却原価法（定額法）によっています。

(2)　その他有価証券

取得原価を計上しています。